

## ひぼラボ特約（プログラム規約）

### 第1条（適用）

1. 本特約は、プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）（以下「本則」という。）に付随し、「ひぼラボ」（以下「本プログラム」という。）に参加する会員に適用される。
2. 本特約に定めのない事項については、本則の定めによるものとする。

### 第2条（登録対象）

本プログラムにおける登録対象は、次に掲げるの導入又は更新による温室効果ガス排出削減活動とする。

- (1) ヒートポンプ設備

### 第3条（本プログラム固有の追加要件）

会員は、本則第4条に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 生産した温水、冷水又は蒸気の熱の全部又は一部を自家消費していること
- (2) その他運営・管理者が必要と認める事項。

### 第4条（本則要件の適用除外）

本プログラムにおいては、本則の規定のうち、次の各号に掲げる条項は適用しない。

- (1) 第15条 2.
- (2) 第15条 3.

### 附則

本特約は、2026年4月23日から施行する。